

財 関 第 6 1 8 号  
平成 2 1 年 5 月 2 8 日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 藤岡 博

### 税関様式関係通達の一部改正について

税関様式関係通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号)を下記のとおり改正し、平成 21 年 9 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、改正前の税関様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用させることとして差し支えない。

### 記

税関様式関係通達の一部を次のように改正する。

( 税関様式の一部改正 )

税関様式 C 第 5360 号を別紙 1 のように改める。

( 記載要領及び留意事項の一部改正 )

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。